

原規規発第 2305296 号

令和 5 年 5 月 29 日

関西電力株式会社

執行役社長 森 望 殿

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価の通知について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定に基づく総合的な評価について、同条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。

関西電力株式会社大飯発電所 1号機、2号機
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が関西電力株式会社大飯発電所1号機、2号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

なお、当該施設に対しては、令和元年12月に廃止措置計画が認可されている。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項1件が確認された。

○大飯発電所における核物質防護事案（出入管理）（緑、S L IV（通知なし））【第4四半期】

防護区域境界扉に侵入検知器が設置されていなかったもの。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

なし

2. 総合的な評価

令和4年度においては、検査指摘事項1件が確認されたが、重要度「緑」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html

関西電力株式会社大飯発電所3号機、4号機
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評価について

令和4年度に原子力規制委員会が関西電力株式会社大飯発電所3号機、4号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者の安全活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項2件が確認された。

○大飯発電所3、4号機 海水管トンネル内スプリンクラー設備の火災感知装置である煙感知器の不適切な箇所への設置（緑、S L IV（通知なし））【第3四半期】

令和4年9月12日から実施した火災防護（3年）チーム検査において、海水管トンネル内に設置されているスプリンクラー設備の火災感知装置である煙感知器2個が不適切な箇所に設置されていることを原子力検査官が確認した。

事業者を確認したところ、他発電所の検査指摘事項を踏まえた未然防止処置として、大飯発電所3、4号機の火災区域及び火災区画に設置している煙感知器の全数調査を行い、不適切な箇所に設置している煙感知器47個を把握し、令和4年9月5日までに移設を完了したと記録されていた。事業者が、原子力検査官からの指摘を受けて改めて確認したところ、調査範囲から海水管トンネルが漏れていたことが明らかになり、同トンネルに設置している煙感知器全19個のうち2個が不適切な箇所に設置されていたとのことだった。

○大飯発電所における核物質防護事案（出入管理）（緑、S L IV（通知なし））【第4四半期】

防護区域境界扉に侵入検知器が設置されていなかったもの。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「緑」の状態であった。

(3) その他事項

以下の事象については、検査を継続中である。

○大飯発電所3、4号機 工事計画に従った評価・施工の不備による不十分な火災防護対策

2. 総合的な評定

令和4年度においては、検査指摘事項2件が確認されたが、重要度「緑」であり、安全実績指標は年間を通じて「緑」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的は満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

3. 次年度以降の検査計画

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html